

令和5年度地域連携型拠点誘致推進事業委託業務処理要領

1 目的

この要領は、道が委託する令和5年度地域連携型拠点誘致推進事業委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

首都圏企業の地方への拠点分散の動向や場所にとらわれない働き方が普及した現状を捉え、本道への本社機能や開発拠点の移転をはじめ、企業のサテライトオフィス等の立地に向け、デジタル関連産業等の首都圏企業への誘致活動を展開する。

3 業務内容

(1) フォーラムの開催に係る企画立案及び運営等

首都圏企業を対象（デジタル関連の首都圏企業を重点対象）とし、ビジネスフィールドとしての北海道の魅力等を幅広くPRするフォーラムを東京都内で開催する。

ア 開催日程

令和5年（2023年）12月頃、1日間

イ 開催方法

東京都内のホテルにおけるリアル開催及びオンライン開催（ライブ中継）

<ホテル選定基準>

- ・ スクール形式で100名以上収容できること。
- ・ フォーラム終了後、下記の個別情報交換会を開催できること。
- ・ 講師及び道関係者用の控室として、2部屋用意すること。

ウ 参集範囲

首都圏企業等関係者100名程度。なお、デジタル関連の首都圏企業を中心に広く集めること。

エ 内 容

i フォーラム

- ・ 道の立地優位性プレゼンテーション
- ・ 道内立地企業等の講演（3社程度）
- ・ 道内市町村の立地環境PR（3団体程度）
※ 道内市町村のPRに係る旅費及び報償費は、受託者の負担なし。

ii 個別情報交換会

- ・ フォーラム参加者及びフォーラム講演者等の個別の情報交換や立地相談ができる機会を設けること。

オ 参加者募集に係る広報及び集客

- ・ ダイレクトメールやターゲティングメール、WEB申込など、参加対象者への効果的・効率的な広報や集客を行うこと。
- ・ 発送・配信は、2,000件以上行うこと。
- ・ 募集のチラシ（A4カラー1,300枚程度）を作成すること。

カ アンケート

参加者へのアンケート（満足度、関心事項、今後の立地・投資計画等）を実施すること。

(2) 道内地域と首都圏企業との連携促進イベントの開催及び運営

デジタル関連産業を中心とした首都圏企業を対象とし、東京都内の交流拠点において、道内地域ごとの詳細な立地環境をPRするマッチングセミナーを開催する。

ア 開催日程：令和6年（2024年）1～2月頃、3日間程度

イ 開催方法：東京都内の交流拠点での同時開催

※オンライン対応は道と協議すること。

会場は、エコツェリア協会の運営するコワーキングスペース

「3×3Lab Future」の（会場名：サロン）の利用を想定すること。

※本イベントは、会場の運営団体と連携して実施するものであり、受託者が見込む会場費の負担は、下記ホームページ記載の利用料金の半額程度を想定すること。

<<https://www.33lab-future.jp/price.html>>

ウ 参集範囲

各日で首都圏企業等関係者30名程度。3日間で100名程度。

（1）のフォーラムの参加者を含め、デジタル関連企業を中心に集客を行うこと。

エ 募集方法

ダイレクトメールやターゲティングメール、WEB申込等、効果的な募集方法とし、発送・配信件数は、4,000通以上とすること。

また、募集用のチラシ（A4両面カラー1,500枚）を作成すること。

オ 北海道側の参加者

北海道、道内市町村（大学・団体等を伴う場合あり）、道内関係企業等が参加。

※道及び道内市町村関係者の旅費については、受託者の負担なし。

カ 内 容

i 道内地域と首都圏企業とのマッチングセミナー

- ・ 道からの立地環境PR
- ・ 道内関係企業からのPR
- ・ 道内地域（市町村・大学・団体等（3地域程度））による企業誘致の取組紹介

ii 意見交換会

首都圏参加企業と道内市町村関係者が、意見交換できる機会を設けること。意見交換会では、各地域の魅力や立地環境等について情報・意見交換を行うとともに、地域の様々な課題を具体化し、デジタル等を活用した地域の魅力向上や、課題解決に向けた意見交換を行うこと。

※道及び道内市町村の講演者への謝金については、受託者の負担なし。

キ アンケート

参加者へのアンケート（満足度、関心事項、今後の立地・投資計画等）を実施すること。

※（1）～（2）の詳細な業務内容については、等委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。（企画提案時点での会場の仮押さえ、講演者のアポイントなどは必要としない。）

(3) 事業実施報告書の提出

上記（1）～（2）の業務に関する報告書（アンケートの結果も含む）を紙媒体3部及び電子媒体1部提出すること。

※ パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※ 提出期限：令和6年（2024年）3月15日（金）

4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

- ・ 業務処理計画書（別記第1号様式）

5 実績報告等及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

- ア 実績報告書（別記第2号様式）
- イ 収支精算書（別記第3号様式）
- ウ 事業実施報告書（紙媒体3部及び電子媒体1部）

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

- ア 概算払請求書（別記第4号様式）
- イ 収支計画書（別記第5号様式）

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

- (1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- (2) 再委託させることの合理的理由があるとき。
- (3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。
- (2) 感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。